

ワンクリック詐欺 請求画面は無視しよう

アダルトサイトなどにワンクリックしただけで高額な請求画面・登録画面が現れた。驚いてインターネットで調べたら「アダルトサイトの不当請求を解決する」といった調査会社の広告を見つけ、電話をして契約した。しかし、ここでもだまされたのではないかとといった相談が増えています。

▼「以前登録したサイトの未払いが発生。このまま放置すると身辺調査を行う」とメールが届き、ネットで見つけた無料相談窓口で電話した。「このままではあなたの個人情報が悪用される」「5万4千円を支払えば全て解決してあげる」といわれ、お金を振り込んだ。その後、探偵業者から業務委託契約書が届いたが、委託内容には調査・報告としか書かれてない。だまされたのではないかと。(20代：男性)

▼アダルトサイトの無料再生画面をクリックしただけなのに、登録完了となり、取り下げを依頼したら高額な解決金の支払いを求められた。詐欺だと気が付き、調査会社に電話をしたら「必ず支払ったお金を取り返してあげる」と勧誘され、14万円を支払った。知人から、それもだまされていると指摘を受けた。お金を取り返したい。(20代：女性)

ワンクリック請求をされると、自分で解決したい、誰にも知られたくないという気持ちや不安な気持ちになることは当然です。サイト事業者に個人情報を伝えてしまったり、調査会社に契約してしまったりなど、さらなる被害が生じてしまうことがあるので注意が必要です。

身に覚えのない架空請求メールやワンクリックでアクセスしたアダルトサイトの請求画面は無視しましょう。消費生活センターなどの公的機関を偽って表示されていることもあります。

そして、詐欺被害回復の為に事業者と直接交渉が出来るのは、代理権を委任できる弁護士や司法書士だけです。調査会社は被害回復を勧誘時にうたっていたとしても、実際は調査しかできません。

岐阜県県民生活相談センターでは、訪問販売や電話勧誘販売、マルチ商法などのトラブルをはじめ、消費生活に関する相談を電話、または面接で受け付けています。電話058-277-1003です。

(開設時間：平日8：30～17：00)

土曜日は電話相談(9：00～17：00)のみ受付

消費者ホットライン 188(いやや)

※ 上記番号は、お住まいの市町村又は県の相談窓口につながります。

※ 0570-064-370も引き続きお使いいただけます。